

## 理由書

大和都市計画区域については、昭和 45 年 12 月に区域指定を行うと同時に区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）の決定を行い、その後 6 回の定期見直しを行なっている。

令和 4 年 5 月に改定した「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」では、地域の実情や当該計画の実現性・実効性、その熟度等を考慮し、適切な時期に区域区分の変更を実施するとしている。また、工業・流通業務適地や商業・サービス業務適地を中心に市街化区域編入を検討することや、市街地整備の見込みのない土地について、積極的に市街化調整区域へ編入することを位置づけている。

今回の変更は、河川の位置変更に伴う区域区分の境界の整理を行うものである。